

謝罪行為における差異

—日本語母語話者と中国語母語話者の事例研究

鄭加楨

1. 始めに

従来「謝罪」は、侵害によって壊された人間関係を取り戻そうとするストラテジーとして取り扱われてきた¹。社会言語学者熊谷（1993）は謝罪行動には次の3つの特徴（1）相手との社会関係を調整する行為である、（2）専用の定型表現をもつ、（3）社会の規範や倫理観と密接な結びつきをもつ、があると述べる。（1）は謝罪の人間関係の回復機能を指し、（2）は「すみません」などのような謝罪定型表現であり、（3）は文化的・社会的要因の影響をいっている。つまり、謝罪は、社会規範を考慮し、相手との関係を修復するための発話行為といえよう。サール（1987）の発話行為理論によれば、報告、約束、謝罪などの発話行為は行為を支配している規則によって構成され、それを遂行するためには、それらを構成する必要十分条件を満たさなければならないことを提示する。西山（1983）、熊取谷（1988）、彭（2003）などはその理論に基づいて、謝罪を支配する規則、いわば「謝罪の適切性条件」を提出した。なかでも熊取谷（1986）は、個々の規則を満たす英語の例を取り上げて、10人の英語母語話者にそれらの例は謝罪であるかどうかを判定してもらうという研究手法を用いた。その結果、個々の謝罪の適切性条件は、謝罪に対する予測力が違うことが分かった。対象者が少数であるが、これは異文化において個々の条件の重要度が違う可能性を示唆している。

また、発話の解釈は文の表現だけによるのではなく、当該の状況における文脈効果²と大きく関連している。スペルベルとウイルソン（1993）によると、文脈効果が大きいほど、相手の発話を解釈するのに労力が少なく、発話の意図はその文脈の中で、関連性をもつという。しかし、話者が使う文脈

と聴者が想定する文脈は同一とは限らず、話者に対する理解が少なければ、発話の表意は理解できても文脈への推論が不完全で、相手の意図の理解ができない可能性が高い。謝罪でいえば、話者は言葉、あるいは他の行動で謝罪しようと思っても、その意図がうまく推論されなかったら、謝罪として認められないのである。そして異文化を持つ人々は、一般に同文化の人同士よりも相手の背景に対する理解が相対的に低いので、話者の意図と聴者の解釈にずれが生じる可能性がより高い。そのため、外国語を学習するとき、文化的文脈を学ばなければ、言語の表意を身に付けても相手の発話の意図に対する推論がうまくできないため、コミュニケーションの能率が下がる。このように、謝罪発話行為の比較研究はより効果的なコミュニケーションの進行、言語教育に寄与するはずである。

熊谷 (1993) は、謝罪に関する先行研究を大まかに大別して次の3種類に分類した。(1) 抽象的な発話行為としての謝罪の考察、(2) 謝罪に用いられる言語形式の研究、(3) 実際の場面における具体的な謝罪行動の記述・分析。(1) は、上述したサール (1987) の発話行為理論に基づき、文の分析によって謝罪行為の特徴を抽出し、謝罪の適切性条件を記述した研究が多い。(2) の言語形式の研究については、日本語教育の分野では多くなされてきた。例えば生越 (1993)、鮫島 (1998) のように、日本語学習者にみられる謝罪の言語使用の問題点を論じたものや、柴田と山口 (2002) のように、日本語母語話者と学習者における謝罪のストラテジーの異同に焦点を当て、それぞれの特徴を明らかにした研究がある。(3) は池田 (1993)、横溝 (2000)、鄭と上原 (2005) のように、謝罪のなされそうな場面を設定し、相互作用の両者の関係などを操作変数として質問紙調査法で分析したことが多い。質問紙調査では数量化分析によって集団のある傾向が見出せるが、謝罪に影響を与える要因は多く、質問紙調査ですべての要因の検証は困難である。また、質問紙の回答は、実際の個々人の行動と違う可能性がある。一方、事例研究では、大量のデータは取れないが、個人の特性、人物の関係、事柄の発生の流れを深く考察できるメリットがある。しかし、謝罪に関する事例研究はまだ少ないようである。

以上からわかるように、謝罪に関する先行研究は語用論、第二言語教育、

社会言語学などの分野で成果が見られる。本研究では、そうした先行研究を踏まえて、異文化をもつ人々の対面相互作用に焦点を当て、日本語母語話者（以下日本語話者）と中国語母語話者（以下中国語話者）における謝罪行為の差異について調査を行う。具体的な研究目的は、謝罪の事例を通し、発話行為理論に基づく謝罪の適切性条件とスペルベルとウイルソン（1993）の関連性理論の中心である話者の意図の推論という観点から、日本語話者と中国語話者における謝罪行為の差異を検討することである。

2. 研究方法

本研究では半構造的面接法³を使用し、データを収集した。面接法では、被面接者の話は調査者に影響される可能性があるため、この短所を補うために単純観察法⁴も取り入れた。本研究で取り上げた事例数は面接法からは3例で、観察法からは1例である。被面接者の選択は、母国の文化を内面化した大人を基準にし、母国で成人となった日本人、台湾人、中国人の社会人を対象者にした。以下取り上げられるすべての事例は異文化コミュニケーションに関する事例である。1人の調査時間は40分から2時間までであった。

3. 事例

事例1（面接による） Mさん 女性 20代 日本人 会社員

学生時代に私は中国で語学を勉強していた。学校で朝ご飯を食べているとき、一緒に留学に行った友人Aさんのお皿にゴキブリがいた。私たちは食堂の人に言ったが、食堂の人は謝罪の言葉1つもなく、ただ「退金吧（返金しよう）！」と言った。友人Aさんがすごく怒って、中国語で「不用（要らない）！」といって食堂を出てしまった。そしてAさんは二度とその食堂に行かなかった。Aさんは返金というより、謝ってもらいたかったのだ。

筆者は同じ場面を例として、中国人の女性Cさんと台湾人Fさんに「もし、その場面にいるのがあなただったら食堂の人にどうしてもらいたいです

か」と聞いた。Cさんはもちろん言葉で謝罪して、そして返金してくれるのが一番いいと思うけど、どちらか1つしかしてもらえない場合は謝罪の言葉よりも返金してほしいと答えた。Fさんは「言葉はどうでもいい。食堂の人は返金して改めてご飯を作って奢ってくれるべきだ。これが誠意のあるやり方だ」と主張した。

事例2 (面接による) Wさん 女性 30代 日本で就職している中国人 会社員

私は学校の求人票を見てY社に応募した。求人票には「基本給20万、寮あり」とはつきり書いてあったから、採用が決まってから私は給料のことに改めて会社に確認しなかった。私は外国人なので、仕事が始まる前にビザの更新が必要だった。それでビザを更新するとき、会社に仕事の内容や給料などが記入してある証明書を申し込んだ。すると、自分の給料は基本給20万ではなくて、すべての手当を含めて20万、つまり初任給20万だと分かった。私は社長さんと相談したが、社長は会社には決まった賃金制度があって、「初任給20万は多い方よ」と言った。私はそのような言い方が受け入れられず、社長と激しく論争した。2人とも興奮した。翌日社長さんと人事の人が私の所へ相談に来た。2人は求人票を書くとき、よく見ていなくて、書き間違えたと認めて謝って、求人票に書いてあった通りに、給料を27,000円上げてくれた。もし会社が給料を上げてくれなかったら、私は絶対受け入れていない。それは謝って解決できる問題ではない。誰でもうっかりして間違えることがあるから、給料を上げてくれるなら、別に私に改めて謝らなくても大丈夫だよ。

事例1と同じように、筆者はこの例を新入社員の日本人Kさんと就職活動をしている日本人Mさんに「もしあなたがそのような場合に直面したらどうしますか。会社側の謝罪を受け入れるか」と聞いた。Kさんは必ず会社

に申し出るよといった。「27,000円は小さいお金ではないから、謝って済むことじゃない。でも、会社に決まった賃金制度があると言われると、謝罪を受けるしかないじゃないか。不満があるけど、それで会社を辞めるわけにはいかないだろう。だから私は社長と論争ができない。新入社員だし、謝ってくれたし、やはり受けるしかない」そしてMさんも同じ意見で「しょうがない」と言った。

事例3 (面接による) Iさん 男性 40代 日本人 中国で5年間仕事をしていた会社員

中国で仕事をしているとき、従業員が遅刻すると、「時計が止まったからだ」のような言い訳をすることがよくあった。このような言い方は、まるで遅刻は時計のせいで、自分と関係ないみたい。このような言い方は聞いただけで怒りの気持ちが湧いた。それじゃ、遅刻はあなたと関係ないですかと聞いたら、彼らは黙って何も言わなかった。そして、次回、遅刻した時、また別の理由を言った。こちらが怒ると、彼らは黙る。謝らないのだ。

事例4 (観察法による) 2002.5.1 場所 日本のO県で行われた蘭の展覧会

登場人物: 1.台湾人店主・女性 50代 蘭の展覧会に店を出した台湾の業者

2.店主の息子の嫁 30代

3.日本人・女性 40代 蘭を買った客

5日間続く蘭の展覧会の3日目会場は混雑している。1人の40代ぐらいの日本人の女性が慌ててある台湾人が経営している店に来て、その店の主人に「5分ぐらい前、ここで3,000円の花を買って1万円札で支払ったが、お釣りはもらっていないようです。さっき財布を開けて気づいたのです」と言った。店主は日本語がす

こし分かるが、十分な日本語能力がないので、通訳を通して「そんなことはなかった。私は確にお釣りを渡したよ。渡さなかったら、客は店を出ることはないじゃないですか」とその日本人の女性に言った。日本人の女性はすみませんと言って、財布を開けて店主に見せて、中に2,000円しか入っていないくて、つまり、7,000円のお釣りはもらっていないかったということを証明しようとした。それに言葉で繰り返して必死にお釣りをもらっていないことを説明した。しかし店主はそれを否認して、お釣りはもう渡したと主張していて、どうしても7,000円を渡さない姿勢だ。日本人は再びすみませんと謝って「その1万円は会社が花を買う経費で、お釣りを渡してくれないと困る。もしくれなかったら、そのかわりに7,000円分の花をください。7,000円分の花があれば、会社に報告して済む」といった。しかし、店主はやはり拒否した。すると日本人はお釣りも花もくれなかったら警察にいうと述べた。店主は「いうならいいなさい」といって負けない勢いだ。そのとき、店主の息子の嫁が出て「警察が来たら、これからの商売は出来なくなるのではないか。花をあげよう」と言って問題を解決しようとした。店主は息子の嫁の意見を受け、7,000円分の花を日本人に選ばせた。日本人はもう一度すみませんと言って花を持って帰った。日本人が帰った後、店主は息子の嫁に「変な日本人だ。すみませんと言ったのに、何で私たちの花を持っていった？」と怒っているような口ぶりであった。

4. 分析

4-1 事例からみた謝罪の成立と謝罪の適切性条件との関係

4-1-1 謝罪の適切性条件

サール (1969) の発話行為理論に基づいて、西山 (1983)、熊取谷 (1988)、彭 (2003) は謝罪の適切性条件を設定し、それによってどのような謝罪発話が適切なのかを検証し考察した (使用言語は以下括弧に示す通りである)。以下は各謝罪の適切性条件のまとめである。

西山 (1983) の謝罪の適切性条件 (英語)

命題内容条件： 命題内容 (P) は話者の過去に行った行為について述べたものである。

予備条件： 話者は P を聴者にとっていやなことであるとみなしている。

誠実条件： P の故に話者は聴者に対して申し訳ないという気持ちを有している。

本質条件： 話者は P について申しわけないという気持ちを聴者に述べる。

熊取谷 (1988) の謝罪の適切性条件 (日本語)

命題内容条件： 話者の (通常過去の) 行為あるいは話者の行為がもたらす (した) 現実状況を表す。

予備条件： (1) 発話者は当該行為あるいは状況が聴者にとって気分を害するものと見なしている。

(2) 発話者は当該行為あるいは状況に対して責任を負うことを認める。

誠実条件： 発話者は当該行為/状況に対して申し訳ないという感情や後悔の念を持っている。

本質条件： 当該行為あるいは状況が生じたことに対する発話者の誠実条件で示された心的態度の表明。

彭 (2003) の謝罪の適切性条件 (中国語)

命題条件： 話者 (及びその関係者) が行った (又は行おうとする) 行為。

事前条件： (1) 当該行為が相手に不利益を与えた (又は与えようとする)。

(2) 話者は当該行為に対して責任を負うことを認める。

誠実条件： (1) 話者は当該行為について悔いを感じている。

(2) 話者は相手に許しを乞い、関係修復を望んでいる。

(3) 話者は当該行為の再発防止を約束する。

本質条件： 話者は誠実条件で示された意向を表明する。

上記の説において、「命題条件」では西山（1983）は謝罪の発話行為を過去の行為に対する補償として捉えているが、熊取谷（1988）、彭（2003）はさらに謝罪は未来の侵害に対する補償にもなると論じている。また「事前条件（予備条件）」⁵では、熊取谷（1988）、彭（2003）は侵害のほか「責任」の概念も加えた。そして「誠実条件」では、彭（2003）は西山、熊取谷の説を踏まえて「許しを乞い」、「再発防止」という点も加えた。

西山は英語、熊取谷は日本語、彭は中国語の謝罪の条件セットを提出したが、これらの説の共通点は謝罪は相手への侵害に対する補償という視点である。それにいずれも例文を使い、繰返す検証によって、異なる言語における謝罪の発話行為の適切性条件が厳密に記述されている。さらに、熊取谷（1986）は、適切性条件には謝罪の間接的発話行為および聴者の視点が取り入れられていないと指摘し、適切性条件だけでは、謝罪を十分に説明できないとしている。この指摘は相互作用において、謝罪発話の成立は発話が適切かどうかだけでなく、聴者がその発話をどう理解するのかとも関わっていることを意味している。次節では事例を通じて、日本語話者と中国語話者における謝罪の成立と適切性条件との関係について述べる。

4・1・2 適切条件の重みの問題

事例1において、「退錢吧（返金しよう）！」という言葉は、食堂の人が自分の行った行為が相手を侵害したことを認めて責任を負おうとする表現である。つまり、その言葉は謝罪の適切条件における「命題条件」、「事前条件」を満たしている。しかし、被害者のAさんが求めているのは謝罪の言葉、すなわち「本質条件」の表出である。一方、中国人のCさんと台湾人のFさんは、もし被害者としてその場面にいたら、特にCさんはどちらかといわれたら、謝罪の言葉より返金してほしいといった。この発言は、「本質条件」の遂行を求めるより侵害の責任を認めることに関わっている「事前条件（予備条件）」いわば賠償を求めているのであろう。ここから謝罪の適切性条件は被害者の考え方によって重視される要件が違うことが分かる。

また、事例2においては、中国人のWさんは月給のもめごとに対して、事例1のCさん、Fさんと同じように言葉レベルの謝罪表現よりも、責任を認めて実質の補償を要求している。この事例で、関わっている損得は毎月27,000円であり、小さいお金ではないので、日本語話者も中国語話者も実質の補償が望ましいことが被面接者の発言から分かる。つまり、両者ともに言葉レベルの謝罪よりは金銭の補償を求めているといえよう。しかし、金銭の補償がもらえない場合、謝罪の言葉はどれほど関係修復の効果があるのかは日本語話者と中国語話者に異同があることが見える。中国人のWさんは給料を上げてくれなかったら、その謝罪を受け入れないといったが、日本人のKさんとMさんは受けるしかないという意見であった。つまり、事例で、もし実質の補償がなかったら、謝罪の言葉は中国人のWさんにとって、事態の収束にあまり貢献しないが、日本人のKさんとMさんにとっては相対的に事態の収束に有効であった。言い換えれば、この事例から中国人のWさんは、謝罪言葉より実質の補償が問題解決の先決条件とっており、それを満たさない場合、言葉だけでは謝罪とは認めがたいと思っている。一方、日本人のKさんとMさんは実質の補償を求めるが、この場合、それを問題解決の先決条件として思っていないと推測できよう。

発話行為理論では、すべての適切性条件を満たさなかったら不適切発話と見なしているが、事例1と2から分かるように、実際の状況で聴者が重視している条件を満たせば、不適切に思われなくてもいい。さらに、重視している条件には、文化的な差が存在すると考えられる。これは熊取谷(1986)の主張を敷衍する結果であった。陸は、中国語話者は礼儀面での習慣については「重行動、軽言語（行動を重んじ、ことばを軽んずる）」と言及している⁶。言い換えると、謝罪の場合、行動で詫びを表す方が言葉で表すより大切に思われている。本調査において、調査人数の制限で事例1と2における日本語話者のAさんと中国語話者Cさん、Fさん、そして、中国語話者のWさんと日本語話者のKさんとMさんの反応差は文化の違いに由来するとは言い切れないが、2例におけるCさん、Fさん、Wさんの反応は中国語話者の「重行動、軽言語（行動を重んじ、ことばを軽んずる）」という習慣と一致している。

4-2 推論の問題

発話において、相互作用の両者には重視する謝罪の適切性条件が異なる可能性があるほかに、相手の意図をうまく推論できるかどうかで、コミュニケーションの成立・不成立が決まると思われる。

スペルベルとウイilsonによると、我々が言葉を理解するという事は、単にその発話がなされている言葉の表意を理解するという事ではない。ほとんどの発話には、不完全な、あるいは省略された表現が存在する。その不完全さ、あるいは省略された部分は聴者の推論によって補われる。それに場面が変われば補うべきものも異なるという⁷。また、スペルベルとウイilson (1993) は、発話の解釈に用いられる前提は文脈であると言及している。彼らの説によると、文脈とはその場の物理的環境や直前の発話だけに限らない。逸話的記憶、宗教的信仰、話者の心的状況に関する確信など世界に対する想定がすべて文脈に包含されて、発話の解釈に影響を与える⁸。したがって、聴者は相手の世界に対する想定と近いものを想定する能力を持っていれば持っているほど、推論の正確度が高い。しかし、世界に対する想定には主観性が入り、話者が伝えようとするものと聴者が解釈したものは同一とは言えない。また、我々が日常生活で行う会話は逸脱することがあり得るので、発話の意図がそのまま受け手に伝わる保障はない⁹。以上のことから、相互作用の両者の世界に対する想定や会話の逸脱は発話の解釈のずれを生じさせると考えられる。そのずれはお互いに許容範囲内のものであれば、コミュニケーションの目的が達成できるが、もし、ずれが許容範囲を超えれば、誤解あるいは摩擦が起こりうる。

事例1のお皿にゴキブリがいたという事件において事件が収まるかどうかは、その日本人女性が食堂の人のいった「退銭吧 (返金しよう) !」をどう解釈するかによるだろう。「退銭吧 (返金しよう) !」において、言葉の表意には謝罪の意味が入っていないが、自分の非を認め、利益を犠牲にして謝る意図があるかもしれない。つまり、表意では謝罪にならないが、含意では謝罪になる可能性がある。その発話は聴者に謝罪の意図がないと推論されたら、話者には謝罪の意図があるとしても伝わらず、両者の関係は修復でき

ない。逆にその発話に謝罪の意図があると推論されたら、話者に謝罪の意図はないとしても謝罪が成立する。

また、事例3は、中国語話者の従業員は自分の遅刻について「時計が止まったからだ」といって、日本語話者の上司Iさんの鞆を買った。Iさんにとって「時計が止まったからだ」という言い方は、責任から逃れようとする言い訳である。しかし、その従業員は、自分に責任がないとは言わなかった。つまり、上司Iさんの解釈によって、その発言が言い訳であると見なされていたとも言える。「時計が止まったらからだ」という言い方には、自分の正当性を主張するため、情状酌量をしてもらうため、自分の非故意を説明するためなど様々な解釈ができると考えられる。これらの解釈は、いずれも侵害の責任から解除してもらう意図があるといえよう。この発言は従業員が自分の正当性を主張していると解釈され、しかも上司がその理由の正当性を認めなかったら、言い訳になる。したがって、従業員が遅刻によって上司にもたらした不快感がこの「言い訳」のせいで一層増す可能性がある。しかし、逆にその理由の正当性が認められた場合、謝罪の必要性がなくなるかもしれない。一方、もしその発話が目上の人に情状酌量をしてもらいたい、あるいは悪意ではないと解釈されたら、部下の遅刻による不快感が少しは軽減されるだろう。

池田(1993)は日本語話者の謝罪は低い姿勢でひたすら謝る形をとり、説明や弁明はストラテジーとして好まれず、特に目上の相手に対しては使われないと指摘した。そのため、事例3において、部下の遅刻に対し、上司Iさんが望んでいるのは部下の原因説明より、反省を示す謝罪の言葉の表出と再び遅刻しないことであろう。しかし、山口(1997)は中国人が自分の遅刻に対する発話においては、弁明の使用頻度が一番高く、相手との関係が均衡が崩れそうな場合には関係を修復するために必ず理由が求められ、日本的に誠意を持って謝罪するだけでは済まない、ということを指摘した。つまり、山口(1997)によれば、関係を修復するには日本語話者においては、理由を言うことが否定的に解釈されるが、中国語話者においては理由が必要である。ここから、日本語話者では謝罪なしの理由説明が侵害の修復に役立ちにくい、中国語話者では有効になる可能性があると考えられる。つまり、事

例3における従業員の対応は中国式で、Iさんの反応は日本式であるといえよう。これはIさんが従業員の理由説明に不満をもつ理由であろうと考えられる。しかし、このことはただちに中華系の社会では侵害を起したら、理由を言えば解決できるということを意味しない。もし、その理由の説明がやむを得ないものでなく、単なる自分の正当性の主張だと思われたら言い訳と見なされ、責任の解除に貢献しないだろう。また、例え最初は理由の説明が情状酌量をしてもらいたい気持ちの表出と解釈され、受け入れられたとしても、同じような侵害を繰返すと、それは続かなくなる。その結果、理由の説明はやはり言い訳と理解される。にもかかわらず、最初の段階において、理由だけを使うことは、中国話者の社会では責任を解除してもらう機会の一つであろう。つまり、両社会で受け入れられる謝罪のストラテジーには異同があるようである。

そして、事例4において、台湾人店主が日本人客の行動が理解できないことも、推論と関連していると思われる。この摩擦の由来は店主がお釣りを渡していない可能性もあるが、客が店を出てからどこかで落とした可能性もある。このように責任の所在が明確でない状況は同文化においても生起することであるが、ここで注目すべき点は、日本人の客は「すみません」を言って自分の正当性を主張し、台湾人の店主は日本人の「すみません」が理解できないことにある。店主の最後の発話から、日本人が謝って自分の責任を認めているのであれば、お釣り代わりの花を持っていくべきではないと考えていることが分かる。日本人の最初の謝罪は、これから不快な話題を持ち出すこと、あるいは今から相手に手数をかけることに対してなされた謝罪、または交渉を円滑に進めるための社交辞令としての謝罪など、いろいろな意味を含む可能性がある。しかも各箇所の「すみません」は、違う意味で使われたということもありうる。例えば最後の「すみません」は、花をもらって感謝を表したとも解釈できる。にもかかわらず、日本語がすこし分かる店主は、相手が言った「すみません」はお釣りをもらって再び来店し、不当な要求を行う謝罪と解釈しているようである。そのため、店主は日本人が謝ったのに、なぜお釣り分の花を持っていくのかを理解できないのである。

事例4のように店主が日本人の謝罪が理解できないのは、両国における謝罪の習慣と謝罪の意味の違いに起因すると考えられる。久米、児玉と清(1997)は謝罪表現について、日本人は謝罪の意味がなくても、日常的に「すみません」という言葉を頻繁に使い、それは会話を円滑に進めるための潤滑油にしていることが一般的であると述べた。また、新井(2003)は、日本語における「すみません」が含有している意味には(a)呼びかけ、注意を引く、軽い依頼、(b)感謝、(c)謝罪、(d)社交辞令があるという。このように日本語の謝罪表現の使用は、かならず自分の非や反省の気持ちに関係しているとは限らないといえよう。中国語で謝罪の意味に関する研究はいまだないようであるが、謝罪にあたる中国語の「道歉¹⁰⁾」について、辞書¹¹⁾には次のように記述されている。

「道歉 (dao qian)」：「陪罪 (pei zui)」の類義語、人にすまない意を表す。

「陪罪」：罪を認めて謝る

そのため、日本語と中国語における謝罪は、すくなくとも過失の承認の必然性という点で差異が出ると考えられる。つまり、日本語の方が中国語よりも、謝罪表現が多義的で、広汎に使われているといえよう。

この事例においては、中国語における謝罪表現の意味が狭いので、台湾人の店主が「すみません」と聞いて、日本語におけるこの言葉に多義性が分からずに中国語における謝罪の意味通りに解釈してしまったのである。一方、このような状況において、もし店主が日本人である場合は、店主が客の要求通りにするかどうかは分からないが、客の「すみません」という言葉を台湾人店主のように解釈しないだろうと考えられる。日本語の「すみません」には、自分の非を認める意味もあるのに、なぜこの場合、日本人同士では「すみません」が正確に把握されるのだろうか。それは日本人同士なら場合によって、「すみません」が店先での単なる呼びかけであることも十分承知しているからであろう。日本語話者は「すみません」の含有する複数の意味から、その場により関連性のある意味、例えば呼びかけ、社交辞令、あるいは

感謝などから一番適切な意味を選んで、相手の意図を推論するのである。一方、台湾人店主は客が自分の非を認めた「すみません」と再びお釣りをもらいに来たことの間には矛盾があると思っているにも関わらず、中国語において謝罪言葉の意味範囲が狭いので、日本語における他の関連性のある意味が推論できずに、相手の行動を不可解に思ったのである。

推論の効率性は個人の知覚能力と関係しているが、双方の共通の認知環境が多ければ、お互いの意図の推論をよりよく達成できる¹²。異文化にある人は共通の認知環境が現地文化の人より少ないため、推論の効率が低くなると推測される。事例4は、両文化における言葉の意味のずれから生じた相手の発話の意図をうまく推論できない誤解の例である。事例3では従業員の意図が明確でないが、謝罪、弁明ストラテジーの相違から、上司と従業員の間に互いの意図を正しく推論できなかった可能性も残る。事例3と4のような事柄は、同文化の人同士でも推論の違いによって誤解が起こる可能性はないとは言えないが、異文化の人同士ではそういう事態が発生する可能性がさらに高いと考えられる。

5. 終わりに

本研究では、インタビューおよび単純観察法によって、日本語話者と中国、台湾の中国語話者における謝罪行為について考察した。結果としては、第1に、日本語話者と中国語話者は謝罪に当たって、言語学研究者らの言う謝罪の適切性条件において、重視する条件に異同があった。日本語話者は謝罪言葉の表明、中国語話者は言葉よりも実際の修復行動を重視する傾向が見られた。したがって、謝罪の適切性条件においては、各条件に対し、文化によって重みが違うという問題点があると言えよう。第2に、中国語話者では、関係を修復するとき、侵害の理由が求められる。日本語話者では謝罪言葉がなく、理由だけを言うことは好まれない傾向にあるので、日本語話者は中国語話者の理由説明に対して、否定的なイメージを持ちやすいと推測できる。第3に、中国語では謝罪言葉は日本語のように広義に使われていないため、使用頻度も日本ほど高くない可能性がある。そのため、中国語話者は日本語における謝罪の定型表現に対してうまく推論できず、言語における表面の意味

を知っていてもその言葉の背後の意味が把握できないことがある。さらに異文化において、ある発話に対する解釈が異なる可能性が高いので、発話による侵害の認定も異なることがある。したがって日本語教育現場では、「謝罪」という語彙を紹介するとき、学習者に言葉の「表意」の説明だけでなく、意味論的相違、母語話者と学習者において、関係を修復しようとする時に重視する条件の差異および言葉における評価の差異についても説明すべきではないかと思われる。

本研究では日本にいる日本人、中華系の人を対象に調査を行ったが、調査人数が少なく、そこで得た結果は一般化しにくい。そのため、今後はより多くの事例の収集と更なる分析が必要である。

註

- 1 E. ゴフマン (2002) 『儀礼としての相互行為』
森山卓郎 (1999) 「お礼とお詫び—関係修復のシステムとして」
- 2 記憶に既存している旧情報と新たに提示された新情報の相互作用の効果である (スペルベルとウイルソン、1993 pp.142-147)。
- 3 事例に幾つかの質問を設定し、相手の回答に応じて質問を追加したり変更したりする調査法である。
- 4 査者が局外者や第3者として、ありのままに直接観察する方法である。
- 5 西山 (1983)、熊取谷 (1988) では「予備条件」と称するが、彭 (2003) では「事前条件」と称する。
- 6 陸慶和 (2001) 『こんな中国人こんな日本人』 (p.102)。
- 7 D. スペルベル&D. ウイルソン (1993) 『関連性理論』 (p.9)
- 8 同上 (p.18)
- 9 上原麻子 (2001) 「コミュニケーション現象の解明に向けて—コード、モデルからゴフマンへ」
- 10 中国語でも『謝罪』という言葉は存在するが、非常に厳粛で重みのある言葉であり、使用頻度が低く、日常生活では『道歉』が使用される (本間2003)。そのため、本研究では、『道歉』を日本語における「謝罪」に相当する語彙と見なす。

11 中華民国教育部国語推行委員会 1998.国語辞典

12 D. スペルベル&D. ウイルソン (1993) 『関連性理論』 (pp.45-54)

参考文献

新井芳子 (2003) 「コミュニケーションにおける謝罪行為—日本社会と台湾社会の事例を対象に」 『東吳日本語教育学報』 26号 104-117

池田理恵子 (1993) 「謝罪の対照研究—日、米対照研究—face という視点からの一考察」 『日本語学』 12巻 13-21

上原麻子 (2001) 「コミュニケーション現象の解明に向けて—コード、モデルからゴフマンへ」 『異文化コミュニケーション研究』 13号 31-57

生越まり子 (1993) 「日タイ対照研究」 『日本語学』 12号 29-38

熊取谷哲夫 (1986) 「APOLOGYとその適切性条件について—発話行為理論の持つ問題点」 『The Northern Review』 14号 17-33 北海道大学英語英米文学研究会

熊取谷哲夫 (1988) 「発話行為理論と談話行動から見た日本語の『詫び』と『感謝』」 『広島大学教育学部紀要』 第2部 37号 223-234

熊谷智子 (1993) 「研究対象としての謝罪—いくつかの切り口について」 『日本語学』 12号 4-12

中華民国教育部国語推行委員会 1998.国語辞典

http://www.edu.tw/EDU_WEB/Web/MANDR/index.htm

鮫島重喜 (1998) 「コミュニケーションタスクにおける日本語学習者の定型表現、文末表現の習得過程—中国語話者の『依頼』、『断り』、『謝罪の場合』」 『日本語教育』 98号 73-84

柴田庄一・山口和代 (2002) 「日本語習得における人間関係の認知と文化的要因に関する考察」 『言語文化論集』 1号 141-158

鄭加禎・上原麻子 (2005) 「謝る意識—中国人、日本人、台湾人の対照研究」 『ヒューマン・コミュニケーション研究』 33号 99-119

西山祐司 (1983) 「発話行為」 『意味論』 大修館書店 628-689

- 彭国躍 (2003) 「中国語の謝罪発話行為の研究—「道歉」のプロトタイプ」『語用論研究』5号 1-16
- 本間美穂 (2003) 「台湾の日本語教育における『異文化理解』についての一考察—馬偕記念病院の記者会見の例」『銘伝日本語教育』6号 129-151
- 森山卓郎 (1999) 「お礼とお詫び—関係修復のシステムとして」『国文学—解釈と教材の研究』78-83
- 山口和代 (1997) 「留学生の発話行為と文化的要因に関する一考察—中国人および台湾人を対象として」『異文化間教育』11号 125-140
- 横溝環 (2000) 「中国人学生と日本人学生の『お礼及び謝罪』に関する比較の一事例研究」『青山国際コミュニケーション』4号 75-91
- 陸慶和 (2001) 『こんな中国人こんな日本人』関西大学院大学出版会
- D. スペルベル&D. ウイルソン (1993) 『関連性理論』内田聖二訳 東京研究社
- E. ゴフマン (2002) 『儀礼としての相互行為』浅野敏夫訳 法政大学出版局
- J.R.サール (1987) 『言語行為』坂本百大,土屋俊訳 勁草書房

(chiachen0124@hotmail.com)